

学校における感染症の取り扱いについて

医師から学校感染症(下記参照)と診断されましたら、速やかに学校へ連絡してください。感染のおそれなくなるまで「出席停止」扱いになります。登校する際には、事前に医師に『学校感染症報告書』に記入してもらい、担任に提出してください。「報告書」は、保護者来校、郵送、コンピュータからのダウンロードにてお渡しできます。担任に相談の上、お受け取りください。

学校において特に予防すべき感染症の種類は次のとおりです

学校保健安全法施行規則第18条

種 別	病 名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の伝染病 ※その他の伝染病 (溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症など)

出席停止の期間は、感染症の種類に応じてだいたい基準が決められておりますが、病状は個人差もありますので合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて治癒してから登校するよう留意ください。

なお、感染を防止するために、出席停止の期間中は、友達との接触を避けてください。

報告用紙は、A4用紙に印刷して、医師に証明をもらってください。

>> 報告用紙をダウンロード